府令・省令

○内閣府総務省令第四号
文部科学省令第四号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府文部省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（障害の程度が変わつたときの改定の請求等）	（障害の程度が変わつたときの改定の請求等）
第百四十四条　［略］	**第百四十四条**　［同上］
2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　当該請求書を提出する日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書	一　当該請求書を提出する日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
［二　略］	［二　同上］
［3　略］	［3　同上］
（障害の状態等に関する届出）	（障害の状態等に関する届出）
第百四十六条　［略］	**第百四十六条**　［同上］
2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　指定日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書	一　指定日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
［二　略］	［二　同上］
［3・4　略］	［3・4　同上］
（併給調整事由等消滅の届出）	（併給調整事由等消滅の届出）
第百四十九条　［略］	**第百四十九条**　［同上］
［2　略］	［2　同上］
3　前二項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	3　前二項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　受給権者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態になつたことにより前二項の届出書を提出する場合には、当該届出書を提出する日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書	一　受給権者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態になつたことにより前二項の届出書を提出する場合には、当該届出書を提出する日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
［二　略］	［二　同上］
［4　略］	［4　同上］
（二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出）	（二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出）
第百五十三条の二　［略］	**第百五十三条の二**　［同上］
2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　指定日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書	一　指定日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
［二　略］	［二　同上］
［3・4　略］	［3・4　同上］